

## 第3回 若手会員を対象とした OJT 法律相談、 即時・早期独立会員向けのチューター制度のご案内

若手会員総合支援センター業務サポート部会部会長 廣瀬 健一郎 (50 期)

### 1 若手会員を対象とした OJT 法律相談

#### (1) OJT 法律相談の概要

若手会員総合支援センターは、若手会員（弁護士登録5年以内の会員）に対して OJT を受ける機会を提供する目的で、登録10年以上の指導担当弁護士と若手会員が2人で法律相談を担当する OJT 法律相談を実施しています。

新型コロナウイルスの感染が拡大する前は、都内の郵便局等に相談スペースを設け、「弁護士によるくらしの無料相談会」と題して、一般市民向けに、区報や近隣地区へのポスティングにより相談者を募り、OJT 法律相談を実施してきました。相談の結果、相談者が事件の委任を希望する場合は、指導担当弁護士と若手会員が共同受任することができます。

#### (2) 現在実施している電話による OJT 法律相談

2020年度より、新型コロナウイルス感染の拡大の影響で面談相談の実施が困難となったことから、以下の方法により、電話による OJT 法律相談を実施しています。

東京23区の中から区報に広告掲載が可能な区を選んで弁護士による電話相談を実施する旨の広告を区報に掲載し、電話相談を希望する市民を募り、当会の事務局が電話で相談の申込を受け付けます。申込をした相談者に指導担当弁護士が電話で連絡を取り電話相談の日時を決め、その日時に指導担当弁護士の事務所で、若手会員が同席した状態でスピーカーフォンを利用して相談者に電話をかけ、電話で相談を受けます。

#### (3) OJT 法律相談の申込方法

OJT 法律相談は、当会のスマートフォンアプリ「べんたら」を通じて開催概要を告知し、担当者を募集しています。申込は、「べんたら」の応募申込フォームからできます。関心をお持ちの方は「べんたら」をダウンロードして情報を取得してください。

### 2 即時・早期独立会員向けのチューター制度

#### (1) チューター制度の対象者

当会は、即時独立・早期独立をする会員を支援する目的で、以下の対象者に、弁護士業務上のアドバイスを行うチューターを選定し、業務で悩んだことを相談できるチューター制度を用意しています。

##### (対象者)

司法修習終了後3年を経過しない会員のうち

- ① 即時独立弁護士（既存の法律事務所に所属せずに独立開業している会員）
- ② 早期独立弁護士（既存の法律事務所に所属し、かつ、1年以内に独立開業した会員）
- ③ 事務所内独立採算弁護士（既存の事務所に所属し、かつ、独立採算で業務を行っている会員）
- ④ 当会に入会申込をし、かつ、即時独立弁護士又は事務所内独立採算弁護士となることを予定している司法修習生
- ⑤ ①から④に準じる方

#### (2) チューター制度の勧め

チューター制度の申込がなされると、若手会員総合支援センターが対象者に該当するかを判断し、同センターの委員が面談して申込者の要望を聞いた上で、適任と思われるチューターを選任します。

利用期間は原則1年間で、事件処理に関する一般的な助言や事務所経営に関する質問に対する回答などのサポートを行います。悩みを相談できる先輩会員がいることは、疑問や不安の解消に役立ちますので、利用をお勧めします。